

平成24年10月10日

於・1002会議室（10階）

第984回

電波監理審議会

電波監理審議会

目 次

1. 開 会	1
2. 諮問事項（総合通信基盤局関係）	
(1) 電波法施行規則等の一部を改正する省令案について (諮問第32号)	1
(2) 周波数割当計画の一部を変更する告示案について (諮問第33号)	1
2. 報告事項（総合通信基盤局関係）	
○「周波数再編アクションプラン（平成24年10月改定版）」の公表につ いて	13
3. 付議されている異議申立てに関する審議	22
4. 閉 会	43

開 会

○前田会長 審議会を開催いたしたいと思います。

総合通信基盤局の職員に入室するようにご連絡をお願いいたします。

(総合通信基盤局職員入室)

○前田会長 それでは皆様、お忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。ありがとうございました。

諮問事項（総合通信基盤局関係）

(1) 電波法施行規則等の一部を改正する省令案について（諮問第32号）

(2) 周波数割当計画の一部を変更する告示案について（諮問第33号）

○前田会長 ただいまより、審議会を開催いたします。

早速ですが、諮問事項について審議を始めたいと思います。

まず最初に、諮問第32号「電波法施行規則等の一部を改正する省令案について」及び諮問第33号「周波数割当計画の一部を変更する告示案について」につきまして、田原移動通信課長及び竹内電波政策課長からご説明をお願いします。

○田原移動通信課長 まず、諮問第32号説明資料で説明させていただきます。

移動通信課長でございます。

諮問第32号でございますけれども、電波法施行規則等の一部を改正する省令案という関係でございます。具体的内容でございますけれども、移動通信関係の規定を幾つか整備するものでございます。

まず1点目、(1)でございますけれども、1.7GHz帯携帯電話用の周波数の拡大ということで、無線設備規則の改正になります。3ページをごらんいただければと思います。横になりますけれども、別紙と書いてありますが、こちらで見ていただきますと、この緑のハッチのかかった部分、5MHz×2の周波数が、技術的な検討の結果、新たに携帯電話に使えるだろうということで、こちらについて無線設備規則上の携帯電話用の1.7GHz帯の周波数を5MHz分ずつ拡張するということでございます。その周波数の記載の変更ということで、下に無線設備規則の主な改正事項と書いてございます。第49条の6、6の4、6の5、6の9、6の11の部分の規定を修正するものでございます。こちらが1点目でございます。

2点目でございますが、参考資料で見えていただきますと次の4ページ目でございます。広帯域移動無線アクセスシステム(BWA)、2.5GHz帯を使う無線データアクセスシステムでございますけれども、こちらについて高度化を図るものでございます。こちらにつきましては情報通信審議会で昨年から検討してきておりまして、今年4月に情報通信審議会から一部答申を受けてございます。これを踏まえた改正となりますが、具体的内容でございますけれども、通信速度の高速化ということで、BWAのうちWiMAXの方式について高速化のため、チャンネル幅が20MHzのシステムを規定しましたので、こちらについての規定を追加する。あるいは屋内での利用のための小電力レピータ、小さな中継装置でございますけれども、こちらも高速通信対応できるように規定を高度化して見直すというものでございます。あわせて、3番のところでございますけれども、周波数でいうと2625MHz～2655MHz、「モバイル放送跡地」と書いてあるところと、その左側の「ガードバンド」と書いてあるところがございますが、こちらを新たにBWA用の周波数として使えるのではないかとということで、こちらの使用を前提として、情報通信審議会でも技術的

な検討をしてみました。その結果、若干規定の改正等が必要になりますけれども、こちらも使えるだろうということで、こちらもBWA用周波数として新たに設備規則に、2625MHz～2655MHzの周波数も規定を追加するというものでございます。

あわせてでございますけれども、この2.5GHz帯のBWA、現在こちらの絵にもありますとおり、モバイルWiMAXとXGPという方式が使われておりますが、そのほかに制度制定当初に、下の枠の中にありますけれども、「使用されていない無線方式」と書いてあって、MBTDDというのがございます。MBTDDのワイドバンドとMBTDDの625KMCという2つの方式がございまして、こちらの規定を設けておりました。ただ、制度制定以来、一度も使われていないということと、こちらについても今後使われる見込みがないということでございますので、こちらの規定を削除するという改正をあわせて行っております。

次の改正点でございますけれども、5ページ目でございます。79GHz帯高分解能車載レーダーでございます。こちらにつきましては、車に載せて衝突防止あるいは交差点での事故防止といったものに使うというような、従来のものよりも高分解能のレーダーシステムということで実用化が検討されているものでございます。真ん中の表にございますが、従来から60GHz帯、76GHz帯というミリ波を使うレーダーは実用化されて高級車等に載っておりますけれども、79GHz帯のシステムはヨーロッパ等でも導入を検討されておりました、それに合わせる形で導入していくものでございます。こちらにつきましても平成22年度から情報通信審議会でも議論してまいりまして、今年4月に一部答申を受けたことを踏まえまして、今回、技術基準の整備ということで設備規則の規定の改定、こちらは車載装置について免許不要にしますので、特定小電力無線設備としての技術基準の整備のほかその技術基準適合証明のための

規定の整備等を行っていくというものでございます。

こちらについて、この周波数帯でございますけれども、実際4GHz帯幅を使えるようにするということなのですが、一部、国際的に割当てが行われていないということで、その一部については将来、2015年のITUの世界無線通信会議で追加割当の議論が行われるということで、4GHzのうち、当面の規定で実際使えるのは3GHz幅だけということで、省令上は4GHzを規定しますけれども、当面導入するのは3GHzという形での制度整備をしていく形になります。

その他の関係でございますけれども、次の6ページ目でございます。携帯電話等の関係で、幾つか規定の整備を行ってございます。まず1点目でございますけれども、上段、「800MHz帯携帯無線通信システムの再編」とございますが、こちらは第2世代の携帯電話、従来の方式でいうとPDCあるいはcdmaOneといった方式が導入されておりましたが、こちらのサービスが今年7月までに終了したことを受けまして、第2世代移動通信システムに関する規定の削除を行う改正を行っております。

もう1点、同じようなものでございますけれども、PHS用周波数の移行がございまして、こちらにつきましては、こちらに帯の絵が描いてございますけれども、上段ですが右のほうに「制御ch」と「PHS」と書いてございますが、もともとPHSの制御チャンネルはこの一番右側のところにあつたのですけれども、この隣を携帯電話が使っております。ただ、携帯電話をそのまま使いますとこの制御チャンネルに干渉を起こしてPHSが使えなくなるという事象が起きるということで、PHSの周波数を下段のように少し真ん中のほうに移行させるという作業を10年前からやってきております。それが今年5月に完了したということでございますので、古い規定は削除いたしまして、その隣すぐ、1920MHzまでを携帯電話に使えるようにという形、こちらは既に技術基

準、割当てはされておりましたけれども使用制限がかかっていたということでございますので、こちらが使えるようになるということで古い規定の部分を削除するという修正を行っております。

以上のような修正概要の省令改正案につきまして、諮問させていただくものでございます。こちらにつきましては、答申を受けた場合には速やかに制度制定の手続を行っていきたいと考えているところでございます。

第32号については以上でございます。

○竹内電波政策課長 引き続きまして、諮問第33号についてご説明を申し上げたいと思います。

資料一式、クリップでとまっておりますけれども、これを外していただきますと、説明資料と、1枚物の下に参考資料と、それから一番下に周波数割当計画の新旧対照表がございますので、このA4横判の参考資料と、一番下についております割当計画の新旧対照表の2点をごらんになっていただきながら、ご説明を差し上げたいと思います。

本件は、先ほど移動通信課からも説明がございましたけれども、1.7GHz帯の携帯電話システムあるいは広帯域移動無線システム(BWA)、それから7.9GHz帯の高分解能レーダーシステムの3件に使用する周波数を追加することに加えまして、150MHz帯の簡易無線のデジタル化に伴う周波数ポイントの追加、また、その他規定整備として、アナログテレビジョン放送の終了に伴う規定の削除を行うため、告示で定めております周波数割当計画を変更したいというものでございます。

それでは参考資料をごらんになっていただいて、まず1点目の1.7GHz帯の周波数の追加でございます。本件については、現行の使用周波数帯に加えまして、赤の太い色で塗っておりますけれども、上り、下り、各5MHzの幅、合わせて10MHzを追加するというもので、携帯無線通信システムへの周波

数を記載しております別表10-2を変更するというものでございます。これは新旧対照表で言いますと最後の9ページでございますけれども、中ほどに別表10-2がございます。その表の下から2段目に1.7GHz帯の携帯無線通信システムの周波数を記載しておりますが、これを変更するというものでございます。

それから2点目のBWA用周波数の追加でございます。これは参考資料1ページ目の下の段でございますけれども、現行の周波数に加えまして、2625MHz～2655MHzの30MHzの幅を新たに追加するものでございます。この30MHzの幅の帯域につきましては、従来モバイル放送で衛星音声サービス用に利用されておりましたが、サービスを終了したことに伴いましてその跡地となっているものでございまして、現在、ここは用途を限定せずに電気通信業務用の移動業務に分配しているところでございますが、先ほど説明のありましたように、今回技術基準が定まるということで、その用途を広帯域移動無線アクセスシステム用、いわゆるBWA用として限定して割り当てるということでございます。

次に、参考資料を1枚おめくりいただきまして、2ページ目でございます。7.9GHz帯へのレーダーへの周波数の割当でございます。7.9GHz帯の高分解能レーダーの導入に関しまして、現在この帯域は既に無線標定業務に分配をされているものでございますが、今回、技術基準が定まりますので、目的及び用途として、赤で書いておりますが、小電力業務用（ミリ波レーダー用）ということで追加をしたいというものでございます。これは新旧対照表で言いますと、6ページ目の下の段に第3表として赤字で記載している部分でございますけれども、小電力業務用（ミリ波レーダー用）という記載を追加するものでございます。

4点目は、参考資料の4として書いておりますが、150MHz帯の簡易無

線のデジタル方式の関係でございます。簡易無線局につきましては、レジャーとかイベント用などさまざまな用途の連絡用として普及しているものでございます。主な周波数帯としては150MHz帯と400MHz帯、2つの帯域を利用しており、400MHz帯につきましては既にデジタル化の制度整備が終了し、利用も始まっておりますが、150MHz帯についてはこれまでアナログ方式だけでございましたので、今回この帯域についても周波数利用効率に優れたデジタル方式を導入するために変更をお願いしたいというものでございます。具体的には、簡易無線局の周波数を記載しております別表7-2を変更するというので、新旧対照表の8ページ目でございますけれども、別表7-2として中ほどの段に、現在はアナログ方式の9つの周波数ポイントのみを記載しておりますが、これに追加をして、デジタル用として6.25kHz間隔で、新たに28波を使用できるようにするというものでございます。ですから、アナログは20kHz間隔で周波数ポイントを決めておりましたが、その間にデジタル方式をどんどん入れていくことで周波数の有効利用をしようというものでございます。

それから、その他の規定整備として4点ございます。参考資料2ページの下段でございますけれども、その他規定整備の(1)として、アナログテレビジョン放送終了に伴う整備でございます。ご案内のとおり、アナログテレビジョン放送が完全に終了したことに伴いまして、これに関連する放送業務の分配、アナログ放送に関する記載を削除するというので、関連の規定を削除するものでございます。新旧対照表で言いますと、7ページ、8ページに関連の記載がございますので、この部分を削除するというものでございます。

それから、その他規定の(2)、2点目でございますが、800MHz帯の再編終了に伴う規定の整備ということで、800MHz帯システムの再編が本年7月24日に完了いたしました。PDCのサービスが終了したことに伴いまし

て、これに関連する記載を削除するものでございます。本件は新旧対照表では 2 ページ、3 ページ、4 ページにまたがって記載が、赤字のところでございます、現行のところでは赤字で書いてある部分を削除して、左側の変更後の案にするというものでございます。記載の削除でございます。

3 点目が、1.5 GHz 帯、MCA の一部地域終了に伴う整備でございます。1.5 GHz 帯につきましては、既に携帯電話に割当可能とし、本審議会のご答申もいただき、開設計画の認定をいただいたものでございますが、その際、デジタルMCA が運用中の周波数帯域については、運用終了後に携帯電話の利用を開始するというので、平成 26 年 3 月末までには全国的に 1.5 GHz 帯の MCA の運用を終了するという計画であったものでございます。今般、北海道総合通信局及び中国総合通信局の管内におけるデジタルMCA の運用が終了したということで、これに関連する記載を変更するものでございます。具体的には新旧対照表で言いますと 9 ページでございますが、9 ページの別表 11-4 でデジタルMCA の使用地域という記載がございまして、これまでは北海道・関東・東海・近畿・中国・九州の管轄地域となっておりますが、今回運用を終了した北海道・中国を削除するというものでございます。残りました関東・東海・近畿・九州につきましては、最長で平成 26 年 3 月末までの運用が可能ということでございます。

規定整備の 4 点目、PHS の制御周波数の移行終了に伴う整備ということで、これは PHS の制御周波数の移行が完了したということで、その記載を変更するというので、新旧対照表では 8 ページの別表 8-7 の周波数の記載を変更しているというものでございます。

今説明申し上げましたこれらの内容につきまして、パブリックコメントにつきましては 8 月 22 日から 9 月 21 日まで、1 カ月実施いたしましたところ、周波数割当計画に係る意見は 7 件ございました。6 件はご賛同の意見で

ございましたが、1件につきましては、7.9GHz帯、高分解能レーダーの導入に際して使用周波数帯を今回ご提示しております7.8GHz～8.1GHzのみならず、7.7GHz～8.1GHz、下方に1GHz広げてほしいというものでございました。これについて総務省の考え方といたしましては、低いほうの1GHzの幅については現在国際的にもITU-Rの中でまだ分配をどうするかという共用を含めて検討しているところがございますので、その結論を待つて検討していきたいと考えておりますので、今回は7.8GHz～8.1GHzということで割当てを追加したいと考えております。

本件に係る施行の日でございますが、答申をいただきますれば速やかに周波数割当計画を変更し、官報に掲載し、施行していきたいと考えております。

以上で、諮問第33号の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○田原移動通信課長 すいません、1点、諮問第32号のほうで補足を。パブリックコメントについて言及をしませんでしたので、よろしゅうございますか。

設備規則等の改正の部分につきましては、パブリックコメント、こちらに関するものは7件ございました。基本、賛成意見が多うございましたが、1件、広帯域移動無線アクセスシステム（BWA）の高度化に関する部分につきまして、送信装置の漏えい電力の規定を、今回、情報通信審議会の議論で3デシベル強化、厳格化しているのですけれども、従来の機器はこれからもしばらくサービスは提供するというので、従来のシステムの規定を残してほしいという意見が利用者から出されました。その意見を踏まえまして、従来のシステム、現行システムで、周波数拡張前の従来の周波数を使用する場合については現行の規定でもよいという規定となるように、一部規定案を修正させていただいております。

以上でございます。

○前田会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの件につきまして、ご質問、ご意見ありますでしょうか。

○原島代理 BWAにつきまして、現在使用されていない無線方式の規定を削除するというのですが、この無線設備規則が決められたときには、その無線方式は、例えば海外において使われているとかいうのがあり、たまたまこの帯域が周波数割当を行われたときに、その方式を使っている会社が割り当てられなかったからということなのではないでしょうか。

○田原移動通信課長 削除するこの2方式はIEEEで議論されていた方式でございます。こちらにつきましては、今、BWA、世界的にWiMAXですとかが入ってくるときに、WiMAXもIEEEベースの技術でございますけれども、そういうときにいろいろ活発に議論されていたものでございます。ただ、その後、世界的なマーケットを見ても、WiMAXと、あとは携帯電話技術ベースのTD-LTEという技術をベースとしたものが主流になっていて、こちらのMBTDDの方式は国際的に見ても普及していないという。

○原島代理 普及していないということですね。

○田原移動通信課長 という状況でございます。

○原島代理 将来も使われる可能性がないだろうと。

○田原移動通信課長 はい。パブリックコメントでもこちらについては削除に関して全く意見は出されていない状況でございます。

○原島代理 ありがとうございます。

○前田会長 ほかにはいかがでしょうか。

幾つか細かい質問。1つは、1.7GHz帯の携帯電話に割り当てようというところですが、ここはもともと割当てはあったけれども誰も使用していなかったという場所なのですか。

○田原移動通信課長 ここの周波数は、諮問第32号説明資料の3ページ目、

別紙と書いたものでございますけれども、このピンクのところまでが従来は携帯電話の割当てで、今回、割当計画でも追加になっていますが、こちらの5 MHz × 2は携帯電話への割当てはなかったと。

○前田会長　ここは白地だったわけではないですよ。

○竹内電波政策課長　補足説明いたします。第33号の参考資料をごらんになっていただければ、現在の割当てについて、1枚目でございます。1.7 GHzのこの赤で塗ってある帯域については割当上はもともと現在でも移動業務の電気通信業務用という割当てはしておりますが、実際はその上側の固定業務の公共業務用での利用が既にされておりましたので、そちらとの調整がつかなければ、実態上、割当てができないということで、これまでは電気通信業務用の移動業務には利用できなかったということで、今般、そういった調整のめどがつかまりましたので、移動業務用の電気通信業務ということで先ほどの別表に追加することが可能になったというものでございます。

○前田会長　そこは誰かがどいたということですね。

○竹内電波政策課長　公共業務でございます。

○前田会長　それから2つ目のBWAの話で、情報通信審議会当初からそこをBWAに割り当てることを前提に技術基準を定めて答申しているわけですが、そこはBWA以外の、例えば一番逼迫している携帯電話とかそういったところに割り当てるという議論はなかったのですか。

○田原移動通信課長　情報通信審議会では、ここの周波数を使えるというときに、どういう技術をベースに議論すべきですかということの意見を求めております。その中で意見が出てきたのがBWAの方式だけだったという形になります。通常日本の場合、携帯電話では送受で別周波数を使うシステムを使っておりますけれども、BWAではTDDという同じ周波数で、ピンポン方式で通信する方式になりますが、そういうこともあったのかもしれませんが、情

報通信審議会の議論の中ではそういう携帯電話の技術のご提案等はなかったことを踏まえまして、BWA方式の拡充という形でこの方式で規定を整備させていただいたものでございます。

○原島代理 携帯電話の立場から言うと周波数が高過ぎるとかそういうことはあるのですか。

○田原移動通信課長 携帯も第4世代の議論で、もうちょっと高い周波数、3.4GHzもありますので、携帯電話だから2.5GHz帯を使えないということではございません。

○原島代理 ではない。むしろ、すぐそばにBWAがあるから、それと整合させたほうがいいのではないかとか、そういうことなのでしょうかね。

○田原移動通信課長 そうですね。それと、実際どういう事業者がサービスを提供するかということもございませけれども、逼迫しているのが、データ通信トラヒックということもございまして、データ通信という観点からしますとBWAもそのデータ通信のトラヒックを担っている大きな1つのサービスということで、最近であれば携帯電話会社とタイアップするような形で、実際にスマートフォン上にBWAの機能を載せて、MVNOという形でデータ通信トラヒックをBWAのサービスで提供するという携帯もかなり広がっておりますので、その辺、こちらが将来使われていく際にもそういった携帯電話サービスとのタイアップというのはいろいろ使われていくのではないかなと思っております。

○前田会長 ありがとうございます。

ほかにはありますか。ございませんか。

では、特にさらなるご質問、ご意見はないようでございますので、本諮問第32号及び諮問第33号は、諮問のとおり改正及び変更することは適当である旨の答申を行うこととしてはいかがかと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○前田会長 ご異議がないようでございますので、そのように決することといたします。

答申書につきましては、所定の手続により事務局から総務大臣宛てに提出してください。

それから次の報告に行く前に、この審議会メンバーの中で先ほど雑談的に出ているのですけれども、先日、ソフトバンクがイー・アクセスを買収する、子会社化するという報道がありました。この審議会で2月と6月にそれぞれ答申をした特定基地局の開設計画の認定にかかわる当事者同士がああいうことになったということで、特に電波の割当てが行われてから極めて短期間に割当てのときの重要な条件が変わってしまっているというのは、やはりある程度問題ではないかという認識があります。本来ならば時間がずれば割り当てられる資格がなかったというケースもあり得るわけで、こういったことについて少し事実関係を調査して、後日ご報告いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○武井電波部長 わかりました。

報告事項（総合通信基盤局関係）

○「周波数再編アクションプラン（平成24年10月改定版）」の公表について

○前田会長 それでは、その次に報告事項として「周波数再編アクションプラン（平成24年10月改定版）の公表について」につきまして、竹内電波政策課長から説明をお願いいたします。

○竹内電波政策課長 それではご説明申し上げます。資料、これもクリップでとまっておりますので、お外しいたきますと4つに資料が分かれてございま

す。上の2つがアクションプランの概要版とパブコメと総務省の考え方の概要版でございます。それからその下にアクションプラン本体と、それから意見募集の結果及び意見に対する考え方の、これも全体版が付いてございます。

本日は時間の関係もございますので、それぞれ概要版を使いまして、全体のポイントを中心にご説明を差し上げたいと思います。

まず、周波数再編アクションプラン、本年10月改定版の概要でございますが、表紙をおめくりいただきますと、「周波数再編アクションプランの改定について」ということで、「概要」、「改定のポイント」と書いてございます。下に絵がございますけれども、本件の位置づけでございます。基本的には毎年度私どもは電波法に基づく電波の利用状況調査を実施しております。例えば昨年度、平成23年度につきましては770MHz以下の周波数の利用状況調査を実施し、先に審議会に報告申し上げ、答申をいただいたところでございます。その利用状況の結果分析などを踏まえまして、周波数再編アクションプランを基本的には毎年度改定をさせていただいております。その中で利用の減っているものについては割当てを削除する、あるいは減少する、必要なものについては新たな割当てをいつまでに実施するという、今後の周波数割当ての見直しの予定をアクションプランとして策定しているものでございます。このアクションプランに基づいて周波数割当て計画の変更を順次行いまして、新たな電波利用システムの導入を可能にしていくという形で位置づけられているものでございます。

今回の見直しの改定版のポイントでございますが、内容は2ページと3ページ目でございます。まず2ページ目をごらんいただきたいと思います。周波数の低い470MHz帯以下のところでは、上の2段でございますが、今年1月、2月に開催されましたITU世界無線通信会議で、新たな周波数の分配が幾つか実施されております。その結果を受けまして、この中波帯のアマチュア無線

と、それから3～50MHz帯の海洋レーダーに新たな周波数の割当てをするといった制度整備を、これは海洋レーダーについては今年度実施をすることにしております。アマチュア無線については検討を実施するものでございます。

それから、3段目のVHF帯の航空移動業務については既に制度整備を実施しているものでございます。

それから、その下の市町村防災行政無線150MHz帯、それから都道府県防災行政無線150MHz帯、また、1つ飛びまして、400MHz帯の防災行政無線につきましては、いずれもこれまで機器の更新などに合わせまして260MHz帯に移行を促進してきたものでございますけれども、これまで周波数の使用期限については決めておりませんでした。アナログをいつまでにやめてくださいということを決めておりませんでしたので、これは周波数再編を加速するという意味で、本年度中にその結論を得るよう検討を進めると記載したところでございます。

それから、350MHz帯のマリンホーンにつきましては、利用動向調査の中で、利用が地域的に偏在していると。具体的には北海道・東北・北陸・東海でしか使われていないということでございますとか、無線局数が3年置きの調査の中でかなり減少してきていると。直近の調査では2,000局程度にまで減ってきているということで、スプリアス規格、古い規格の使用期限も踏まえまして、10年後の平成34年までに他のシステムに代替していくということで方針を明らかにしたいと考えております。代替の手段としては、例えば400MHz帯の簡易無線などが考えられます。

それから、その上の周波数帯につきましては、2ページ目の下段でございませけれども、800MHz帯のFPU、それから同じ周波数帯の特定ラジオマイクにつきましては、いずれも700MHz帯の再編に伴いまして、FPUにつきましては移行先の1.2GHz及び2.3GHz帯に、それから特定ラジオ

マイクにつきましては、地デジのホワイトスペース帯及び1.2GHz帯に、それぞれ移行先での共用検討を今進めているところでございますので、いずれもその共用検討については年度内に結論を得て、移行作業に迅速に反映をしていきたいと記載しております。

I T Sにつきましては既に制度整備を実施しておりますので、来年4月以降の導入に向けて取り組むと記載いたしました。パーソナル無線につきましては、引き続き特定周波数終了対策業務を実施するとしております。

それから、最後3ページ目でございますけれども、B W Aにつきましては先ほどご答申いただいたとおり、技術基準を今年度施行していきたいということでございます。

それから3.4GHz帯の第4世代移動通信システムの導入でございますが、第4世代の移動通信システムにつきましては、本年1月のI T U無線通信総会(R A)において標準化が完了いたしましたので、その対象となる周波数帯、3.4～3.6GHz帯で現在利用されております音声S T L / T T L / T S L、いわゆるラジオ放送のスタジオから放送局までの無線通信回線の移行再編を進める必要があるということで、第4世代移動通信システムの実用化が見込まれます平成27年度には一定地域からこの第4世代システムが開始できるように、移行期限の前倒しについて検討を行いまして、本年度中に結論を得るということで、赤線部分の記載を追加したものでございます。

5GHz帯の無線L A Nにつきましては、I E E Eで高速通信方式の標準化が進んでおりますので、技術基準を速やかに策定、年度内に制度整備を終えるよう進めたいということでございます。

また、その下、2.3GHz帯の無線伝送システムにつきましては、先月既に諮問・答申をいただきましたので、速やかに公布・施行を進めるものでございます。

79GHz帯のレーダーにつきましては、先ほどご答申いただきましたので、これも速やかに公布・施行を実施するというごこととさせていただきます。

それから120GHz帯の高精細の映像システムにつきましても、技術基準の策定など制度整備に向けた検討を進めていくという記載を追加いたしました。

こういった内容につきまして、すみません、その次の資料をご覧ください。アクションプランへの意見と総務省の考え方概要となっておりますが、8月28日から9月26日にかけて意見募集を実施いたしましたところ、38者の方から意見の提出がございました。この主な意見内容と総務省の考え方は表のとおりでございます。

防災行政無線の関係につきましては、財政事情等から移行は困難で、継続して使用できるよう要望しますという意見がひたちなか市、和歌山県の2者から提出されております。こういったご意見につきましては、機器の更改の際なども含めまして、今後、移行期限を今年度中に設定するというごこととさせていただきますので、そういった状況もお聞きしながら、しかし一方で周波数の有効利用という観点からデジタル化移行をお願いしますということで考え方を記載しております。

それから先ほど説明はいたしませんでしたでしたが、400MHz帯の医療用テレメーターについても、現在実用化されております独自規格のシステムに加えて、今回IEEEの802.15.6のものを追加で運用可能にしようということでアクションプランに記載がございました。これらについては影響がないような形で検討していますという考え方でございます。

それから、次に2ページ目でございますけれども、800MHz帯のFPU・特定ラジオマイクにつきましては、基本的に賛同意見が寄せられてございます。

それから(4)の2GHz帯衛星システムにつきましては、これも賛同意見。その下、BWAについても賛同意見が、いずれも電気通信事業者から寄せられ

ているということでございます。

(6)の第4世代システムにつきましては、携帯電話事業者等からは賛同意見が寄せられている一方で、下から2番目の丸でございますが、スカパーJ S A Tからは、2行目でございますが、固定衛星業務との共用に関する検討を十分行ってほしいということ、それから一番下の丸でございますが、T B S ラジオ&コミュニケーションズからは、現在使っているS T Lなどの周波数移行について、無理のない時間的な配慮を望みますという意見表明がございますので、こういった意見については今後の検討の中で反映していく考えでございます。

その他の点は、今回対象になっていない点を懸念されてのご意見でございますので、そういった懸念はございませんということで考え方を明記した形で公表したいと考えております。

こういった形で、本日このアクションプラン、本年度の改定版を公表させていただき、今後これに従いましてまた改めて割当計画の変更などについて、当審議会にお諮りしながら、周波数の有効利用に向けて取り組んでいきたいと考えております。

説明は以上でございます。

○前田会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまのアクションプランにつきまして、ご質問、ご意見等ありますでしょうか。

○原島代理 電波の利用状況調査に基づいて、それを評価して、毎年見直しをするということは非常に重要だと思うのですが、資料でいうと、各論はこれでいいと思うのですが、一方、現在どうなっているか、どのように使われているかに加えて、今後どうあるべきか、長期プラン、長期計画あるいはビジョンと言ってもいいかもしれませんが、それに基づいてというのがあってもいいように思うのですが、その辺はどうなっているのでしょうか。

○竹内電波政策課長 失礼しました。先ほど利用動向調査の結果を踏まえてと申しましたが、利用動向調査の結果のみならず、先ほどありました、例えばWRCでこういうことが決まったという状況でございますとか、あるいはさまざまな審議会や検討会などで政策的に新たな方針が出たということがあれば、そういったものももちろん踏まえて具体的な割当計画として、今後、短期・中期、実施していくものを総合的にアクションプランという形でまとめているものがございます。

○原島代理 そのような一種の長期展望みたいなものは、まとまった形で出ているのですか。どこかの研究会とかそういうところに出ているのでしょうか。

○竹内電波政策課長 いえ、そういった個別にいろいろなものが出てきて、それを周波数の再編という意味で全部まとめたものがこのアクションプランになります。

○原島代理 例えば、過去においてはアナログの跡地をどのように使うかというような、いわば長期プランですね、そういうようなものがあり、もとになっていると思いますけれども、それはどういう形で議論されているのでしょうか。

○竹内電波政策課長 例えば700MHz／900MHzにつきましては、ご案内のように「光の道」の検討と並行して、政務三役の下に周波数検討ワーキンググループを設けまして、700MHz／900MHzの再編を、例えば携帯電話の割当てを700MHz／900MHzのペアで行うのか、700MHz／900MHzそれぞれの中でペアをつくるべきかといった議論も実施した結果として、それぞれの中でペアをつくると。そのためには、現在の免許人の方に移行もお願いしながら実施するという方針を出していただいて、それを実施するための割当計画の変更は、その結果を受けて、たしか去年のアクションプランで記載をさせていただいたということかと思えます。

そういった帯域ごとに、それぞれシステムによっては情通審で検討したりと

ということもございますし、物によってはWRCで検討されたもの、そういったそれぞれ全て関係するものを集約したものを、このアクションプランとして私ども総務省としてまとめさせていただいているものでございます。また関連の動きなどもございましたら、私どもとしてもさまざまな機会でご報告をさせていただきたいと思っております。

○前田会長 原島委員の補足をさせていただくと、現状であるとか、あるいは国際的な動きであるとか、技術だとか、これによって当然いろいろな制約があった中でどうしたらいいかというのを考えて、当面できそうなところがこういうことだということでアクションプランができているのかなと推察しますが、何となくいつもそこだけを見て検討している感じがあって、全体の中で、なぜ今こういうふうにやらなければいけないのかというのを、きちんと納得しないままに審議をしているというフラストレーションが若干あるものですから、全体像がどうなっていて、その方向に向かっていきますねというのがわかるような、何らかの形が必要なのではないかなと思った次第です。

○竹内電波政策課長 今後、検討していきたいと思えます。

○前田会長 ほかにはございますでしょうか。特に……。

○松崎委員 ずれるかもしれないですけども。

○前田会長 どうぞ、お願いします。

○松崎委員 今、全体像とおっしゃって、無線を使う全体像と考えると、私がいつも気になるのは医療関係なのです。災害関係は割ときめ細かくなっていると思うのですけれども、やはり医療で使う電波の関係はあまりスポットが当たっていないのではないかと思って、パブリックコメントにテレメーターの高度化に関する要望意見が3件出ていますけれども、やはり現用の医療用テレメーターが混信を起こし安全な運用を妨げているという指摘がもし正確なのであれば、やっぱりこれは人命にかかわることなので、もうちょっとスポットを当て

て検討したほうが良いように思うのですが、そういったような動きは電波利用全体の中でどういうポジションで、どういうふうに検討されているのかを知りたいと思いました。

○竹内電波政策課長 これは意見提出者のメーカーが、実際独自規格である程度市場、何と云うのでしょうか、セグメント化してやっておられるのに対して、今回、新たに国際標準の方式が入ってくると。そういう新しい方式を入れたいという新しいメーカーや病院の関係者の方がいらっしゃるということで、そこが共存可能なような条件をきちんと見出した上で、新方式を認めていこうということで、これは今回意見を提出されている方々も入った形で検討の場を設けておまして、その中で具体的な条件を検討しているものでございますので、基本的には両者のご要望が満たされるような形で条件設定をしていきたいと考えております。現在のものが使えなくなるということになりますと、確かに患者さんあるいは被験者の方含めて、さまざまな影響、制約が出るかと思いますが、そういったことはないように、しかし、新しいシステムを入れて、よりコスト、競争力が出るようなものもやはり積極的に導入を可能にしようということで検討しているものでございます。

○松崎委員 あと、前にも言ったのですが、救急医療の電波のもっと活用というか、高度利用をぜひ前進してほしいと。

○竹内電波政策課長 はい、そこは現在実施しているところでございますので。

○前田会長 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。特にございませんか。

それでは、ご報告ありがとうございました。

以上で、総合通信基盤局関係の審議を終了いたします。どうもありがとうございました。

(総合通信基盤局職員退室)

付議されている異議申立てに関する審議

○前田会長 それでは審議を再開いたします。

「付議されている異議申立てに関する審議」につきまして、最初にP L Cに関する異議申立て案件について、山本委員から決定案の説明をお願いいたします。

○山本委員 それでは、ただいま配付されました決定案につきまして、簡単に説明申し上げます。基本的には審理官から提出をされた意見書に基づいております。そこから基本的な方向は変わっておりません。若干表現の上で強調した点などがございますので、内容及び修正というよりはアクセントの置き方を変えたと申しますか、工夫した点について説明を申し上げたいと思います。

本件に関しましては、非常に大きく申しますと2つの問題がございます。争点は、15ページに「主な争点」とございまして、(1)が異議申立適格。これは本件処分すなわち型式指定処分の名宛人は事業者なのですが、そうではないアマチュア無線を使っている者などが異議申立てをしているということでございますので、こういう名宛人以外の者、法学者はよく第三者と申しますが、この第三者に異議申立適格があるのか、つまりこういう者が処分の内容について審査することを求めることができるのかという問題が第1の問題です。これはいわば中身に入る1つ前の問題ということになります。

それから、15ページの(2)にございますのが中身の問題でございます。型式指定処分が適法であるかどうかということが直接の論点ですが、ただ、実質的に争われているのは、その型式指定処分の基礎になっている技術基準が電波法に適合しているのか、技術基準、省令ですけれども、この省令が法律に適合しているのかという点で、もっと簡単に申し上げますと、要するに技術基準が合理的な内容なのかどうかという点でございます。

大きくこの2つの点が問題になったわけですが、まず第1の点につきましては16ページ以下のところがございます。本件では大きく分けて3つのグループの異議申立人がおりました、4ページの(5)に甲・乙・丙とございますが、この3つのグループの異議申立人がおります。甲が、アマチュア無線従事者の免許を受け、かつ、アマチュア無線局の免許を受けている者。乙が、アマチュア無線従事者の免許を受け、しかしアマチュア無線局の免許は受けていない者。丙は、無線に関する免許を持たず、短波放送を受信しているにとどまる者でございます。

16ページ以下でそれぞれのグループについて判断しておりますが、先ほどの甲申立人に関しましては総務大臣も特に争っていないと。異議申立適格があるか否かを特に争っていないということで、中心的に問題になるのは乙のグループと丙のグループということになります。結論として申しますと、乙につきましては異議申立適格を認めるけれども、丙については認めないということでございます。

その主な理由は18ページから19ページにかけて書かれておりますが、乙申立人に関しましては、簡単に申しますと甲申立人に準ずると考えてよいだろうということがございます。つまり、乙申立人は無線局の免許は持っていないのですが、これは申立人の主張によれば要するに電波妨害を受ける可能性があるので免許を受けていないと考えることができると。そうであるとすれば、免許を受けていないからといって異議申立適格を否定するのは適切でないだろうと。無線局の免許を持っている甲申立人に準じて異議申立適格を認めてもよいだろうということがございます。

丙申立人につきましては、これは丙申立人について認めることになり得ると、およそ受信をしている者全てについて異議申立適格を認めることになり得るわけですが、それは少し広過ぎるであろうと。よく使われる言葉で申しま

すと、19ページの(5)の直前のところにございますけれども、丙申立人らの利益は一般公益に吸収解消される性質のものであって、個々人に認められた権利ないしは法律上の利益とは認められないであろうということをございます。

それで、結論としては先ほど申しましたように、甲と乙については肯定し、丙については否定をしているということをございます。これにつきましては20ページのなお書きのところにございますように、以前に別件におきましてもほぼ同様の判断がされているということをございます。

続きまして、中身の問題でございます。20ページ以下にございますが、先ほど申しましたように技術基準が合理的であるかどうかという中身の問題でございます。こちらにつきましては、当初の意見書におきましては記述の順番が違っておりましたけれども、この決定案におきましては20ページから22ページにかけて(2)とございますが、この部分をはじめのほうに持ってきております。これがもとの意見書ですと後ろのほうにあったのですけれども、これは一般論としてその技術基準の適法性、合理性をどのように判断するかという一般的な方針を述べている部分ですので、はじめにあったほうがわかりやすいであろうと考えまして、意見書では後ろにあったものをはじめのほうに持ってきたということをございます。ただ、中身は意見書とそれほど変わっておりません。若干トーンが変わっているといえますか、強調した点が変わっているとすれば、まず20ページから21ページにかけての部分でございますが、当初の意見書におきまして特に技術基準の策定に関しましては専門技術的な裁量が総務大臣に認められるということが書かれておりました。それは基本的に変えておりません。ただ、ここで若干変わっているのは、専門技術的ということに加えて、型式指定を行うための技術基準を定めるということは、要するに技術を社会に普及させるという意味合いを持っているものですから、専門技術的などいうだけではなくて政策的な考慮も入ってくるであろうという点を若干加

えております。

それから、その次の21ページの②でございますが、ここは基本的にはやはり意見書と同様なのですけれども、技術基準というのはいわば予防的な措置であると。電波障害が起きないように予防するための措置であると。しかし、電波障害を防ぐという観点から申しますと、事後的な措置、これはここにありますが電波法の82条、101条によりまして、総務大臣が後から何か継続的、重大な電波障害があったとする場合におきまして必要な措置を命ずるという制度でございます、これをあわせて考える必要があるだろうということでございます。具体的には21ページの中ほどから「特に」というところに書かれておりますけれども、2文目でしょうか、PLCの性質を鑑みますと、仮に頻度の少ない最悪の条件を積み重ねた環境条件のもとにおいても無線局の電波受信の保護が図られるように技術基準を定めなければならないとすると、他の大部分の条件においては過剰な規制とならざるを得ないということがあるので、電波の能率的な利用を図ろうとする電波法の趣旨に反する事態すら生じかねない。そこで、この関連の技術基準の合理性を判断するに当たっては、電波障害の予防措置としての技術基準に基づく型式指定による規制の合理性だけでなく、法82条等に基づく事後的措置とあわせて考えるべきであると。

21ページの最後のところに「換言すれば」と書きましたが、本件技術基準は、個別の事後的措置により対処できる程度に電波障害の可能性を抑えるものでなければならないと。確かに技術基準はいいかげんなものであってはいけなくて、いくら事後的な措置があるといっても、やはり事後的な措置で対処できるのにも限界はありますから、そういった個別の事後的措置によって対処できる程度に電波障害の可能性を抑え込む必要はあるだろうと。それでなければ合理的とは言えないと。ただ、電波障害の可能性が少しでも、学理上あるいは学問上、理論上、存在するという理由だけで本件技術基準の法制度上の合理性が

否定されることにはならないということでございまして、このところで、少しこの手続が全体としてやや理論上の争いといえますか、学問上可能性があるかというところに踏み込んでいるところがあるものですから、本件に関してはそうではなくてあくまでこれが法制度として合理的なのかを審査するのであって、逆に言いますと、本件技術基準が合理的であるといっても理論的に電波障害の可能性が一切ないということかという、別にそういうわけではなくて、それは確かに理論上はいろいろな可能性があり得ますということを書いております。ただ、理論上はいろいろな可能性がまだあるという方向から言いますとこの決定の趣旨とはずれてしまいますので、ここではあくまで決定においては法制度上の合理性があるかどうかということを書き審査します。学問上の問題について直接何か立ち入って審査するものではありませんということを書いております。

それで、22ページ以下は個別の論点について書いております。ここは基本的にはもとの案と同様でございます。若干細かい点になるのですが、1つは30ページの④ですが、「申立人らは、妨害波により受信設備の性能が制限を受ける場合に周波数変更によって解決することが不可能であると主張するが」とありまして、この後でそれに対して、それは有効な主張になっていないのではないかということが述べられています。このところの論理の筋がもとの意見書では若干わかりにくいということがございましたので、記述の順序を少し変えております。

それから同じような話で、これはまだ決め切っていない点なのですが、28ページの一番最後の②ですが、「申立人らは、技術基準策定時に実施した周囲雑音の測定における測定系の感度が十分でなく、その結果、高すぎる値が基準値に設定された、と主張するが、次のとおり、これを是認することはできない」と書いてございまして、つまり、測定系の感度が十分でないと言っているけれど

も是認することはできないというわけですが、はじめのところに出ているのが、直接その測定系の感度が十分でないという主張に対する反論になっていないところがありまして、これはむしろ29ページの最後の段落、「総務大臣の測定系の能力では微小な周囲雑音を測定できなかったのではないかとの申立人らの指摘については」と、ここで答えているということがございますので、ここもやはり順序を入れかえたほうがよいのではないかと。つまり、冒頭の段落をむしろ最後に持ってきたほうがよいという感じがいたしました。

あとは表現の細かい問題ですので、逐一は申しません。

結論といたしましては、38ページ以下が小括でございませうけれども、先ほどの一般的な考え方に基つきましてまとめをしております。38ページの(8)の①ですが、総務大臣が情報通信審議会の答申を経て採用した本件技術基準の前提となる漏えい電波の許容値、測定法については、科学的には別の理論や方策等を考える余地があるとしても、ただ、この制度の趣旨としてそれではどうなのかということになると、漏えい電波の有無・程度について客観的かつ現実的な評価ができるようにとの観点から、一定の近似、前提を置いた理論に基づいて導出したものであることがうかがわれ、全体としては合理的であろうということをお願いしております。

②が、とにかく100%混信を防ぐということを保障するものではないと。先ほど申しましたように、残った可能性については事後的な措置をとるのだということが書かれております。

そして③で、同じことですけれども、とにかく電波障害の発生頻度が十分少ないということであれば、あとは事後的な措置で対処することになると。ただ、39ページの真ん中の「もっとも」というところで、政策的に少し問題があったのではないかとということが述べられております。つまり、本件技術基準の策定の過程においては、最悪条件が出現する可能性やその頻度について可能な範

困で予見し、また万一継続的かつ重大な混信が発生した場合の技術的対策について検討が行われた形跡が認められないと。この点は、事態の発生可能性が十分限定的であるというのであれば、本件技術基準の違法性を基礎づけるとまでは言えないのだけれども、ただ、そのPLCが社会において理解を得て円滑に普及するよとといった観点から見ると、やはり問題があるのではないかという指摘をしております。特に、ユーザーの被害が深刻になるのではないかという政策的な問題は確かに残ると言うことをっております。

そして、結論といたしましては、40ページの(9)の直前のところですが、異議申立てはいずれも棄却するというにしております。

40ページ以下ですが、(9)で「電波監理審議会委員による直接審理の要否について」ということで、申立人が電波監理審議会の委員が直接申立人の行う立証に立ち会うことを求めているということがありますので、この点について一言応答しております。これは意見書にはもちろんなかった部分で新たに付加したところです。大まかに申しますと、異議申立人は要するに裁判の直接主義の原則から、やはり電波監理審議会の審理においても委員が直接審理に臨むべきであるということを言っているのですけれども、簡単に申しますと、電波法の定める電波監理審議会の仕組みというのは、やはり裁判とは違うのであります。確かに公正性あるいは適切性を確保する必要はあるのだけれども、しかし裁判の手續とはやはり違うはずであるということを述べております。ただ、40ページの最後の段落ですけれども、40ページの(9)の第2段落の最初のところですが、法律上は、そこにありますように「事案が特に重要である場合において電波監理審議会が審理を主宰すべき委員を指名したときは、この限りでない」という形で、電波監理審議会の委員が審理を主宰することを、事案が特に重要である場合においては認めているので、本件においてこういった事情があるかということが問題になるわけですが、40ページが一番最後の段落で、こ

の案件の性質から言って、委員が直接審理を主宰すべき理由となる事情はないのではないか。それから、審理官によって提出された調書や意見書を見て、やはり委員が直接臨んだほうがいいという判断もあり得るわけですが、ただ、本件に関しましては40ページの最後にありますように、電波監理審議会の委員が結論を出すために十分に審理は尽くされていると考えられるので、なお委員が審理を直接主宰する必要はないのではないかということをお述べております。

42ページから43ページは、もともとは主任審理官の付加意見であったもので、これをどのように扱うかという点が少し問題になるのではないかと考えられます。現在は特にどのような形式でこれを使うかということについては特に案を示しておりませんが、内容といたしましてはこの付加意見はやはりかなり重要な指摘であろうと思いますので、何らかの形で総務大臣に対して示したほうがよろしいのではないかと感じがいたします。要するに、将来の国際規格の策定の動向などを見ながら、あるいはこのPLC設備の普及の状態を見ながら、今後、なお見直しをしていく必要があるのではないかと指摘をございまして、何らかの形で総務大臣に対して言うておく必要があるのではないかとお考えを申し上げます。

以上、少し長くなりましたが、説明を終わります。

○前田会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの件で何かご意見がありましたら。

○原島代理 システムの基本が予防的措置と事後的措置、それがセットになっているのであるということになりますが、そのためには事後的な措置はそれなりに有効であるということがないと、絶対にもしそうなったらそれはあり得ないよということになってなければいけないと思うのですが、実際はこの場合どうですか。

○山本委員 この中では要するに一般的な電波監視と同じことであるという記

述が39ページの③の第1段落の最後のところにございまして、申立人らは、この事後的措置の実効性について疑問視しているが、これは本件とは関係なく、従来からやっている電波監視と同じことであるとしております。私も実態として、PLCに関して電波障害が大々的に起きた場合に、本当に対処できるのだろうかという問題があるとは思いますが、電波障害はあるとしてもめったに起きないであろうと。そうであれば個別に対処できるのではないかと。

○原島代理 いずれにしろ対処は可能であると。

○山本委員 はい。ただ、現実にはどういう措置をとるのか、特にユーザー等に対して混乱を招く可能性があるので、政策的にはやはり問題があり、もう少しここは考えておいたほうがよかったのではないかということ、を、「もっとも」以下のところで……。

○原島代理 その後に書いてあることですね。

○前田会長 基本的には何回か今まで非公式にいろいろ議論してきた方向で取りまとめていただいたのかなと思っておりますが、今の話で残っているとすると、最後42ページのもともと付加意見となっていた部分についてどう取り扱うかというのは、前の議論では勧告というのはあまりにも強いので、もう少しマイルドかつ実質的な表現がないかというような話だったのですけれども。

○山田委員 その前に1点よろしいですか。40ページの(9)で直接審理すべきというのに答えて記載いただいた点なのですが、3行目で「検討する」とあるところを、「付言する」ぐらいでいかがかなと思うのです。中身のことでなくて手続についての申立人側の主張なので、逐一検討と同じレベルで対応すると、今後も一々答えなければならないことになるのかなと。念のため付け加えるというような趣旨で、「付言する」程度でいかがかなと思うのですが。

○山本委員 そのように修正いたします。この87条のただし書きの部分で、「電波監理審議会が審理を主宰すべき委員を指名したときは」ということなの

で、かなり審議会に裁量があると思われま。ただ、そのことをここで書くのははばかられたところがあるので、その点は前面には出さなかったのですけれども、ただ、そのような意味を込めて、ここではむしろ検討というよりは付言という形をとったほうが、確かにご指摘のとおり良いと思います。

○原島代理 すいません、このところで、まさにここに書いてあるとおりでと思いますし、賛成するのですが、一方でいろいろ電波監理審議会が普通の裁判所とは違った側面を持っているので、むしろ審理官を主体としたほうが公正を図ることができるという、それはよくわかるのですが、読みようによっては、ほとんど審理官の意見書イコール結論なのですねと。それを言っているのですねとも読めるような気がするのですが、そうするとほかの異議申立でも意見書が出た段階でもう結論が出たと言われる可能性があるような気もするのですが、それはどう。

○山本委員 ここは確かに極めて微妙なところだと思います。40ページの最初のほうにあります93条の4によりますと、審理官が作成した調書及び意見書に基づき、事案についての決定案を議決してなければならないということですから、やはり調書及び意見書は非常に重いものであるのですが、ただ、確かに他方で、委員が直接主宰をする可能性が定められているものですから、そのところのバランスをとった書き方をしなければいけない。そういう点で申しますと、例えば40ページの最後の段落で「もっとも電波監理審議会が必要であると考えた場合には、直接審理をする可能性も法的に定められている」というようなことを一言入れて、そういう可能性はもちろんあると。電波監理審議会が判断をすれば、それも可能だと。

○原島代理 それは意見書が出た後でということですね。

○山本委員 案件によっては初めからということもある。

○原島代理 委員が審理を主宰するというのは最初からですよ。

- 山本委員 はい。
- 原島代理 意見書が出た後……。
- 山田委員 審理を終結して意見書が出るわけですから。
- 原島代理 その後、もうその段階で事実上、それを見た人は決定だと思うか、それとも審議会で違った意見、違った結論を出す可能性があると思うのか。
- 山本委員 一旦審理が終結して調書及び意見書が提出をされた後に、審議会の委員がなお審理をすべき事柄があると。
- 原島代理 この場合、審理は尽くされていないと判断したときですね。
- 山本委員 極端な場合ですね。
- 原島代理 この場合は審理が尽くされていると見ることができるからそうであったという、それはわかるのですが。
- 山本委員 仮にそういう場合であったとすると、直接には法律あるいは規則上ははっきりと書かれていない。一旦終結しているので、どういう形をとればいいのかというのは……。
- 山田委員 弁論再開のような。
- 山本委員 難しいですね。
- 原島代理 場合によっては差し戻しみたいなこともあるわけですか。
- 山本委員 どのような手続をとったらいいのかという点は、よくわからないところが正直に言ってあるのですが、ただ、可能性……。
- 原島代理 でも、手続はわからないけれどもあり得るということですよ。
- 山本委員 最終的に審議会が責任を持って決定案を示さなくてはいけないという以上は、やはり何らかの手段がとれなくてはおかしいと思います。本件では十分だという判断をしているので、そこまではあまり詰めて考えていないのですが。
- 原島代理 本件においてはというのは、最後にちゃんと書いてあるのでいい

とは思いますがけれども。

○山本委員 一般論としては、確かに法令上ははっきりしないところです。

○原島代理 審理官はその辺をどう考えていらっしゃいますか。

○榮審理官 裁判官的な発想から言うと、審理が不十分であると気がついたときには、自由に再開できなければおかしいのです。不完全なまま判断しなければならないというのは制度に矛盾すると思いますので、山田委員がおっしゃられたように弁論再開ではないですけれども、審理再開して、そのときに再び審理官に命ずるか、委員が関与してやるかという、それは手続の主宰者である以上、山本委員がおっしゃるように、論理的に可能性としては当然含まれているのかなというのが自然だと思います。そうしないと、自縄自縛で判断できなくなってしまって、判断不能の答申を総務大臣に返さなければならないことになりかねない。それはシステムの自殺だと思うので、委員のおっしゃるとおりだと思いますが、ただ、それをいつどういうときに書くかというのはまた……。

○山本委員 そうですね。どのような形になるかという点は、確かにちょっと……。

○榮審理官 コメントがあるとかそういう解説のところには書いていいのかもしれませんが、ここで書くかどうか。

○原島代理 少なくともこの文章は今おっしゃったようなことは可能であるということを示唆するような文章になっているのですね。

○山本委員 そうですね。審理がもしも尽くされていない場合に、具体的にどうするかということまでは本件にはかかわらないので書いていないのですけれども、ただ、尽くされていないということになれば、何らかの措置をとらなくてはおかしいということは前提にして書いているつもりです。

○原島代理 中間段階で、こちらに意見書が出された段階で、あれは議事録は公表されている内容も含めてですから、こちらが結論を出す前にもう結論は出

たとみなされないように。

○山本委員 本件では尽くされているだろうと思いますが、今後、問題が出てきた場合には考えなくてはいけないと思います。

○前田会長 どうでしょう。今の直接審理の件についてはよろしいですか。

○原島代理 はい。最後の文に……。

○榮審理官 1点だけよろしゅうございますか。ご参考になればと思うのですが、22ページの佐藤審理官の意見書でもあるのですが、「受忍すべき義務がある」という言葉なのなのですが、もともと法律家的な感じから言うと、受忍限度を超えた場合には文句が言えるという基本的な考えがあるので、受忍限度を超えていないから黙ってはいけないという結果は、これは正しいのですが、義務があると……。

○原島代理 ちょっと強過ぎるような。

○榮審理官 言うてしまうのは何かきつい感じがして、これは受忍すべきものであるとか、何か義務と言った途端に法律的に逆転してしまうのかなという印象を持ったのでございますが、ただ、佐藤審理官も原文でも義務と使っているから……。

○原島代理 我慢しなければいけないという。

○榮審理官 これは山本先生のご意見はどうですか。

○山本委員 受忍義務というものは理論的にほんとうに存在するのかという問題があって、私個人的にはあまり使いたくない言葉ですので、もしコンセンサスが得られるようであれば、表現を少し弱めて、別にここは表現を変えても内容に全く齟齬が生じるものでもございませぬので、表現を工夫したいと思いません。

○松崎委員 その方向性に従います。

○原島代理 賛成です。

○松崎委員 「受忍せざるを得ない」くらい。

○山本委員 そうですね、それくらいですかね。

○前田会長 ありがとうございます。

○原島代理 それに類した表現はほかには特に大丈夫でしたでしょうか。こちらもいろいろと今なっていると……。

昔やった「信用できない」という言葉は、そのまま残っていましたっけ。

○山本委員 少し残っていたところがあったかと思います。

○原島代理 申立人の実験は信用できないみたいな雰囲気がありましたよね。

○山本委員 たしか二、三カ所。例えば、31ページの(5)の①の最後のところです。「申立人らの測定結果に特に信用すべき状況があると評価することはできない」、ここにありますが……。

○原島代理 信用できないとは言っていない。

○山本委員 そこまでは、たしか言っていないです。

○原島代理 信用というのは非常に人格を傷つけられるような感じもありますので。

○山本委員 その前の30ページの③の第2段落に「特に信用すべき状況があると評価することはできない」と。それから、たしかもう1カ所、後ろのほうに、同じところを受けた……。

○原島代理 次のページの同じような場所にあります。「測定結果に特に信用すべき状況があると評価することはできない」と。

○山本委員 それはさきほどのところですね。

○原島代理 人間に対する信用ではなくて、測定結果に対する信用なのだけれども、なかなか。

普通、学会ではデータの信用性という言い方はしないです。信頼性です。信用性という言い方はしない。このデータは信用できるかという言い方はしない。

信頼というか、データとしてきちんとされているかどうかという。

○山本委員 36ページの⑤の第2段落ですね。これも先ほどの箇所を受けた表現ですが、「特に信用性が高いと認められないため」と。多分、この3カ所と思います。

○原島代理 信用性というと、捏造しているのではないかと何かそういう雰囲気。信頼性だと客観的なのですけれども。何かそういうニュアンスで受けとられる可能性もあるかなと。でも、これは法律的にはよく使う言葉ですか。

○榮審理官 こういう技術的な問題のときに、確かに信用とは言わないですね。信をおけない、信頼の意味を含めた信を、措信できないとか……。

○山田委員 にわかに措信できないとか、よく。

○山本委員 なるほど。

○山田委員 ただ判決文によく出るパターンであるのですけれども。

○榮審理官 採用できないとかそういう……。

○原島代理 そうですね、採用できないとかそれだったらそっちのほうがいいですね。

○榮審理官 これは比較しているのですよね。

○原島代理 そうです。

○榮審理官 こっちのほうがすぐれているとかいう意味ではない。

○原島代理 そういう意味です。

○雨宮審理官 信頼でも同じかしらと。

○原島代理 何かそういう言葉にしておいたほうが、申立人は法律の専門家ではないですから、ある意味で一般人なので、何か傷つけられて、自分たちの測定が捏造していると言っているのかと思われる可能性もある。実際にそれを言っているわけではないのですけれども。

○山本委員 採用できない。

- 原島代理 採用すべき状況にある……。採用できない。
- 榮審理官 特に信頼することができないという言い方でも。
- 松崎委員 信をおくべき状況。
- 原島代理 信をおくべき状況。
- 松崎委員 信頼も信用も「信」の一文字で。信をおくべき状況があると評価することはできない。
- 前田会長 30ページは比較だから表現はより優しいのかもしれないけれども、こちらのほうがいいということではないということ言えばいいわけですよ。より信頼性が高いと評価することはできないということですね。ほかのところ、比較していないで信用できないと言っているところはありますので、他のページはそうですね。
- 山本委員 それとも「総務大臣が採用したデータに比べて」というのを31ページとか36ページに逐一入れて。
- 原島代理 入れたほうがいいのかもありませんね。
- 山本委員 そうでしょうか。
- 原島代理 特に信頼性が高いとは言えない。信頼できないよりも信頼性が高いとは言えないほうがいいですね。

やっぱり個人的にちょっと思うんですが、ここで重要なのは、申立人のプライドを傷つけないことだと。真面目にいろいろ実験をやっていますので。

○山本委員 わかりました。では、比較であるということを明らかにした上で、信頼性が高いとは言えないと。

○原島代理 学会なんかでも測定条件とかそういうのがしっかり示されていないとやっぱり信頼性がないという評価をしますから、それと同じですよ。

その言葉で、失当であるというのは法律用語でしょっちゅう使って、それほど強くない言葉。

- 山本委員　そうですね、失当はよく使うと思いますが。
- 原島代理　「当該主張は失当である」というのがありますが。
- 榮審理官　ちょっと文語調くさいですね。公用文のあれにはかなうかどうかはわかりませんが。
- 原島代理　当該主張は認められないとかぐらいよりも強い。
- 山本委員　認められないでもいいので、それはそれほど意識していなかったのですが。
- 原島代理　素人が、失当であるとは結構強い言葉のように。ふだん使わないだけにですね。
- 榮審理官　主張は採用できないとか……。
- 原島代理　採用できないぐらい。採用できないですね。
- 榮審理官　ぐらいなら。
- 原島代理　ええ、ぐらいのほうがいいような気がしますね。要するに、最終的な結論を出すために何を根拠とするかというときに、採用できないと。
- 山本委員　わかりました。失当のほうはそれほど意識していなかったもので、どこにあったのかあまり記憶にないのですが、検索して。
- 原島代理　まず、少なくとも30ページの下から6行目にはあります。
- 原島代理　それでは最後のところどうするかということ。
- 前田会長　これは決定案の中に入れるのでしたっけ。
- 山本委員　扱いとしては、やはり決定案の中には含めないという。
- 原島代理　決定案には含めないけれども、総務大臣への答申の中には入る。
- 山本委員　そのあたりをどうするかですが、勧告という形にしてしまうと強過ぎると。特に状況を見てというものなので、勧告は強過ぎる。であるとする、答申をするときに、決定案を提出する際に、提出と同時に意見として付ける。形式としてはどうなるのでしょうか。

○事務局 公文書として、審議会の意見は表明されまして、ただ、決定案とは分離されますので、決定案そのものとは切り離れた形の扱いになります。

○原島代理 この決定案は、総務大臣が結局どういうふうにも最終決定をするかですけれども、その決定を受けとった人が審議会でどうしたかというときに、付言したのも見ることができる、ちゃんと認識できる形になる。

○事務局 おそらく最終的な裁決書が先方に渡るかと思うのですが、その下に今回お作りいただく決定書だけが添付される形になるかと思います。

○山田委員 決定案の案を取ったものが大臣名で世に出るのですけれども、その案を送る表紙のペーパーの中に、付言とか助言とか何らかの形でこの付加意見を反映する。そういう形で送ったというのは公文書として残ります。

○山田委員 外から公開を求めてもらえれば、私どものその部分は明らかになるし、ということですよ。

○原島代理 何となく個人的には関係者にこれも含めて読んでもらいたい気がするのです。

○山田委員 関係者と言われるのは。

○原島代理 申立人及びP L Cをこれから開発しようという人たちとかに向けたときに、そんな気がするのですが。

○山田委員 申立人代理人はもう意見書を見たことはわかっているのです。それにはこれがあると……。

○原島代理 審理官の付加意見として出ているので、それをきちんと審議会としてこのように最後つけ加わっているわけですね。それがやっぱり審議会としてこういうようなことをつけたというのが。

○山本委員 審議会の議事録と、それから配付資料は公開しますよね。けれども、この部分はそういう扱いにはならない。

○事務局 基本的に配付資料は目録だけになっております。議事録は公開され

ます。

○山本委員 目録しか出ていなかったのですね。

○原島代理 議事録に残すには、例えば会長から最終的な審議会のときにそれを読んでいただいて、このようなものでよろしいですねというのは議事録に残るかな。

○山本委員 そうですね。

○原島代理 でも、そのぐらいです。そういう形でしか公表できないもの。

○山田委員 あえて記者会見で発言していただく。

○前田会長 それもあると思います。

○山田委員 方法はあるかと思うのですけれども。

○松崎委員 それは美しいかもしれないですね。記者会見で発言するという。そのほうがもしかしたら申立人の多くの方が聞いている可能性が。

○原島代理 どこまで。これを全部読めるかどうかという。

○松崎委員 時間の制約もあると思いますし。

○雨宮審理官 42ページの付加意見の部分は、意見書はもう既に出しておりますけれども、その後確認をしましたところ、(3)の国際機関での審議状況について、若干非現行のところがございます。「PLCに関して活発な議論がなされている」と現在進行形で書かれておりますけれども、平成22年10月をもって審議が中止され、再開の見込みは立っていない状況でございます。そのパラグラフの最後「検討されている」というのも、終了しておりますので、日本提案・欧州提案は一旦、国会で言うと法案は上程されましたけれども、継続審議ではなくて廃案状態になっております。審議再開、つまり新たに開始する条件としまして、欧州で検討しているのがまとまれば再開しましょうという合意があります。しかしながら、欧州においてもどういう理由かは不明ですけれども、まとまらない状況のようです。したがって、ここに書かれているほど活発

でもなく、継続して審議されている状況でもないというのが現状のようです。

○山本委員 今の意見は、本文の中にも35ページに言及されているところがあって、ここは直していただいたのです。「活発な議論がなされている状況ではあるものの」というのは削除していただいて、今の話ですと「検討されているが」ではなく、「いたが」ということですかね。

○雨宮審理官 厳密に言うとそのようです。C I S P Rでは5年ルールというのがあって、審議を開始してから5年以内に結論が出ない場合はリセットされるという規定だそうで、上位機関で一応最終的にどうしましょうかと検討したようなのですが、リセットして、再度やるためには欧州で何かまとまったことがあれば、それを契機にして再開することはありますが、それまでの審議はこれでリセットという結論が、先ほど申し上げました平成22年10月のシアトル会議であったそうです。事実関係が微妙なのですけれども、意見書が出た段階では1年以上たっているのですが、審理をやっている段階において、この辺の再開の見込みはかなりありそうだったようなのですが、どうも欧州においても停滞しているようです。

○松崎委員 やっぱりこれは「活発な議論がなされてきたが、現在までのところ至っていない」くらいの言及に止めるべきかと思います。

○原島代理 文脈上、この(3)はあとのほうの(5)、(6)で、「可能な限り国際的に整合性のある規格となるように」とかそういうのにつながっているのですよね。国際的に検討されているから、それもちょうんと踏まえてやれというのにつながっているので、関係するとしたら……。

○松崎委員 規格化には至っていないのだから、ここでは結論が日本でも出せないよということでもいいのではないですか。だから今後も息長く論議していく必要があるのだというような。

活発な議論がなされてきたが、規格化には至っていない。我が国においても

こうだと。今後、やはり国際標準化の流れに即して我が国でも綿密なとか、何かそういう。

○山本委員 確かに（３）の前提が変わると、やや全体の表現を変えなくてはいけないところがあって……。

○原島代理 ちょっと変わってくるような気がしますね。

○山本委員 まず（３）があまりはじめのほうにあると、これが主な見直しの根拠になりそうなので、これを後に、例えば（５）の「欧州において見直しに関する動きがあることは確かである」と。これは確かなのですか。

○雨宮審理官 欧州は、見直しというよりも欧州規格をまとめようとしているのですが、欧州規格自体がまとまっていないと。

○原島代理 見直しというのはどういう。

○山本委員 そうですね、そもそもこの見直しというのがちょっとおかしいかな。（５）の見直しというところも、状況をもう少し調べて、表現を改め、（３）の記述は（５）の後ろかその辺に持ってきて、（６）が国際的に整合性のある規格と……。これ自体はいいのですが、「早期に検討を開始し」というのをどうするかということがあるのかもしれませんね。国内の状況だけでとにかく早期にと言うか、それとも国際的な動向を見ながらというのであれば、早期にとまでは言わずに、継続的にとかそういうふうにするかですね。

○原島代理 あんまり意見書と変えると、何か重要な意味があるのではないかとか思われますよね。

○山本委員 それであれば、早期といっても時期はあまり具体的には示されていないので、これは……。

○原島代理 早期というのは別に遅くてもいいというふうに、むしろ意思表示だと。

○山本委員 それでは、ここは基本的には変えないで、ただ国際的な動向の部

分が……。

○原島代理 間違っているところをしっかりと直すという……。

○山本委員 事情が変わっているのです、そこを直すという方針で。

○前田会長 それでは、いろいろご意見が挙がりましたので、今の意見を山本先生には反映していただいて、来月の審議会で議論を審議させていただければと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

今の最後のところについては、過去の答申が事務局にあるでしょうから、そのどこにつけるかという点も含め、ひな形を次回出していただいて。

○原島代理 審議会で会長にそこを読み上げていただいて、しっかりそれをここで確認をしたという議事録を残し、非常に重要だから記者会見でも触れていただく。

○前田会長 では、そういうご意見を、そういう方向でやらせていただこうかと思えます。

それでは山本先生、よろしくお願ひいたします。

それからもう1件ですけれども、現在付議されている株式会社ひのきの異議申立ての決定案については、前回提出されました審理官意見書に沿った内容として体裁を整え、次回審議会以降、審議を行ってまいりたいと思えますので、起草委員の山本先生、松崎先生、案文の作成をよろしくお願ひいたします。

閉 会

○前田会長 よろしゅうございますでしょうか。

それでは、本日はこれにて終了といたします。

次回の開催は11月14日15時からを予定しておりますので、よろしくお願ひいたします。

どうもありがとうございました。